

口 工作物等の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

届出」という。」をしている場合又は都道府県知事が必要がないと認める場合にあつては、第五条第二項第二号の地形図を添付することをしない。

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人名について、その代表者の氏名
二 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地及び当該土地が一団の土地に含まれる場合には当該一団の土地の所在、面積及び区画図（令第十七条の二第一項第五号）の土地に関する権利の移転又は設定の対価として予定している金額について同号の規定による確認を受けるようとする者があつては、当該権利の所有者

イ 事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者 事業法第三条第一項の規定による許可の許可番号（事業法第六十七条第一項に規定する特定信託会社にあつては同条第三項の規定による届出の受理番号、不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第十七条第一項に規定する特別金融機関等にあつては同条第三項の規定による届出の受理番号）

ロ 事業法第二条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者 事業法第三条第一項の規定による許可の許可番号（事業法第六十七条第一項に規定する特定信託会社にあつては同条第三項の規定による届出の受理番号、不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第十七条第一項に規定する特別金融機関等にあつては同条第三項の規定による届出の受理番号）

第十九条 法第十九条第一項の規定による買取り請求は、別記様式第二による請求書の正本及び副本を提出してしなければならない。

第二十条の三 事前届出は、別記様式第三の二に
(事前届出)

律第七十七号) (以下「事業法」という。) 第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約(以下単に「事業契約」という。)に基づ

八 事業法第一條第九項に規定する特例事業者 事業法第五十九条第二項の規定による
ハ 事業法第五十八条第二項の規定による
二 届出の受理番号
一 事業法第二条第十一項に規定する適格特
例投資家限定期事業者 事業法第五十九条第

百九十一号) 第八条に規定する方法によつて口頭審理の期日における審理を行ふ場合には、審理関係人(行政不服審査官)(平成二十六年法津)

前届出にあつては、登記事項証明書その他の当該事前届出に係る事項が法第二十七条の八第一

四 地に關する権利の共有持分の割合
五 移転又は設定に係る土地に關する権利の種別及び内容

十七条の第二項第五号の土地に関する権利に
ついて同号の規定による確認を受けようとする
者にあっては、前項の申請係に係る事項が第二
十一条の各号のいずれか該当することを明

審査官をいじつゝが相当と認める場所を
理関係人ごとに指定して行う。

をしている場合にあつては、第五条第二項第二号の地図ごと、二地ニ開一の重別の多云くは皆

七 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地に関する権利の移転又は設定と併せたて権利の多云又は設定と二年物等が予て

一 ならない。
二 土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一
以上の地形図
二 土地の形状を明らかにした縮尺二千五百分
の一以上の図面

読み替えるものとする。
(事後届出)

第五条第二項第三号の図面を添付することを要しない。

八 利の種別及び内容
　　工作物等に関する権利の移転又は設定の
　　対価として予定している価額

第二十二条の二 令第十七条の二第一項第三号ハ
の国土交通省令で定める施設は、主として保養
の目的に供される住宅施設とする。
(令第十七条の二第一項第五号の国土交通省令
で定める場合)

前項の届出書には、第五条第二項第一号から

対価として予定している価額について同項第三号又は第四号の規定による確認を受けようとす

者 同条第九項に規定する特例事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者（以下単に「事業者」という。）以外の者が申請者である場合につては、事業者の

国土交通省令で定める場合には、次の各号のいずれにも該当しない場合とする。

の土地のうち一の土地について既に事後届出若しくは法第二十七条の四第一項（法第二十七条

「指定都市」という。(においては、その長)に提出しなければならない。

及び次に掲げる事業契約の当事者である事業者の区分に応じそれぞれ次に掲げる番号

(以下この条及び第二十条の三第二項において「事後届出」をいう。)は、同記兼式第三回による

第二十一条 令第十七条の二第一項第三号から第五号までの規定による確認を受けようとする者

八 事業契約の当事者である事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者、同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者として定めていける場合

第二十一條の三 令第十七条の二第一項第五号の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれか該当しない場合二十点。

1 この府令は、国土利用計画法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行の日前にした改正前の国土利用計画法施行規則（以下「旧府令」という。）

第二十一条第一項の規定による確認及びその申請は、改正後の国土利用計画法施行規則（以下「新府令」という。）第二十一条第一項の規定による確認及びその申請とみなす。

この府令の施行の際現にある旧府令別記様式第三の届出書は、平成十年十二月三十一日までの間、これを取り繕つて新府令別記様式第三の届出書又は別記様式第三の二の届出書として使用することができる。

3 令第六〇号 附 則（平成一一年一月二四日総理府令第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年八月一四日総理府令第一〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年一二月一〇日国土交通省令第六八号）

（施行期日）

1 この省令は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十一月十五日）から施行する。

（国土利用計画法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 農地法等の一部を改正する法律附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例により旧市町村農地保有合理化法人が行う旧農地売買等事業について、当該法人が当該事業の実施により農地法第三条第一項各号列記以外の部分に規定する権利を取得する場合については、この省令による改正後の国土利用計画法施行規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年一二月一一日国土交

通省令第九七号）

（施行期日）

この省令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月一三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和五年三月三一日国土交通省令第三三号）

（施行期日）

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

附 則（平成二六年一月二八日国土交通省令第一四号）

この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二七年一月三〇日国土交通省令第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年一月三〇日国土交通省令第七〇号）

（施行期日）

1 この省令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月一三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日国土交通省令第三三号）

（施行期日）

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

別記様式第1 (第5条関係)

別記様式第2（第19条関係）

様式第三の二（第20条の3関係）

別記様式第四（第21条関係）

全行式		半行式		单行式	
行数	列数	行数	列数	行数	列数
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	1	1	1	1	1
23	1	1	1	1	1
24	1	1	1	1	1
25	1	1	1	1	1
26	1	1	1	1	1
27	1	1	1	1	1
28	1	1	1	1	1
29	1	1	1	1	1
30	1	1	1	1	1
31	1	1	1	1	1
32	1	1	1	1	1
33	1	1	1	1	1
34	1	1	1	1	1
35	1	1	1	1	1
36	1	1	1	1	1
37	1	1	1	1	1
38	1	1	1	1	1
39	1	1	1	1	1
40	1	1	1	1	1
41	1	1	1	1	1
42	1	1	1	1	1
43	1	1	1	1	1
44	1	1	1	1	1
45	1	1	1	1	1
46	1	1	1	1	1
47	1	1	1	1	1
48	1	1	1	1	1
49	1	1	1	1	1
50	1	1	1	1	1
51	1	1	1	1	1
52	1	1	1	1	1
53	1	1	1	1	1
54	1	1	1	1	1
55	1	1	1	1	1
56	1	1	1	1	1
57	1	1	1	1	1
58	1	1	1	1	1
59	1	1	1	1	1
60	1	1	1	1	1
61	1	1	1	1	1
62	1	1	1	1	1
63	1	1	1	1	1
64	1	1	1	1	1
65	1	1	1	1	1
66	1	1	1	1	1
67	1	1	1	1	1
68	1	1	1	1	1
69	1	1	1	1	1
70	1	1	1	1	1
71	1	1	1	1	1
72	1	1	1	1	1
73	1	1	1	1	1
74	1	1	1	1	1
75	1	1	1	1	1
76	1	1	1	1	1
77	1	1	1	1	1
78	1	1	1	1	1
79	1	1	1	1	1
80	1	1	1	1	1
81	1	1	1	1	1
82	1	1	1	1	1
83	1	1	1	1	1
84	1	1	1	1	1
85	1	1	1	1	1
86	1	1	1	1	1
87	1	1	1	1	1
88	1	1	1	1	1
89	1	1	1	1	1
90	1	1	1	1	1
91	1	1	1	1	1
92	1	1	1	1	1
93	1	1	1	1	1
94	1	1	1	1	1
95	1	1	1	1	1
96	1	1	1	1	1
97	1	1	1	1	1
98	1	1	1	1	1
99	1	1	1	1	1
100	1	1	1	1	1

